

## 「平成31年度 八尾市食品衛生監視指導計画(案)」に対する 市民意見提出制度(パブリックコメント)の実施結果と市の考え方について

「平成31年度 八尾市食品衛生監視指導計画」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の案を公表し、市民意見提出制度(パブリックコメント)を実施しました。その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。  
ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ趣旨のご意見については、まとめて回答します。

(1) 意見募集期間 平成31年2月12日(火)～平成31年3月11日(月)

(2) 提出者数及び意見数

提出者数 (者)	意見数 (件)	意見の種類	
		計画の記載事項に関する意見・提言	その他の意見・要望
1	3	0	3

(3) 意見の概要と市の考え方

	該当ページ及び項目	市民意見の要約	市の考え方
その他の意見・要望(3件)			
1		八尾市における食品衛生の監視をしっかりとしてほしい。	ご意見ありがとうございます。 食品衛生の監視については、本計画をもとに、関係機関と連携し、市内に流通する食品や市内の食品関係施設への監視指導に取り組んでまいります。
2		食品に関わる苦情相談室の設置をしてほしい。	ご意見ありがとうございます。 現在、本市では市民からの食品衛生に関わる苦情(異物混入やカビの発生など)や相談については、保健衛生課において受付し、適宜、関係施設への調査指導を実施しているところです。 今後も保健衛生課を相談窓口として対応するとともに、市民への相談窓口の周知を図ってまいります。
3		府保健所の取組より、一段と高い企画、対策をしてほしい。 そのためには、長期にわたり優れた医師確保に努めてほしい。	ご意見ありがとうございます。 平成30年度から本市が中核市へ移行し、保健所業務が府から市へ移管されたことによって、地域の実情に応じた独自の企画や対策がより取り組みやすくなった利点を生かし、保健所長のリーダーシップのもと、市関係部局や地域団体等と連携した様々な取り組み等を進めてまいります。